

## 2. 事業所アンケート調査票

# 北本市男女共同参画に関する事業所アンケート

### 【ご協力をお願い】

皆様には、日頃から市政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、この度ご回答をお願いいたします調査票は、令和4年度に「第六次北本市男女行動計画」を策定していく上での基礎資料とするため、企業の皆様の立場から見た男女共同参画・女性活躍推進に関する現状・課題等をお聞きするものです。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和3年11月

北本市長 三宮 幸雄

### ご回答にあたっての注意

- ご回答は経営者（代表者）様または人事・総務ご担当者様でお願いします。
- 本市からこの調査票を送付させていただいた事業所の状況についてご回答ください。
- 回答は、【郵送】または【インターネット】で行うことができます。どちらかの方法をお選びください。
- 郵送の場合は、調査票に直接ご記入いただき、同封の返信用封筒に入れて切手を貼らずに郵便ポストへ投函してください。回答にあたっては、選択肢の番号を○で囲むように記入し、「その他」の番号を選択した場合は（ ）内に具体的に記入してください。
- 令和3年 **12月6日(月)**までにご回答をお願いします。

#### 【インターネットを利用した回答方法】

パソコン・タブレット端末・スマートフォンから以下の2次元コードを読み取るか、URLを入力してアクセスしてください。

<URL>

<https://questant.jp/q/kitamoto-jigyou>



<お問い合わせ>北本市 総務部 人権推進課 人権推進・男女共同参画担当  
電 話： 048-594-5506（直通）  
F A X： 048-592-5997

#### 男女共同参画社会とは・・・

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）のことで。

## 1 貴事業所について

問1 貴事業所の事業の業種についてお答えください。(○は1つ)

※複数業種にまたがる場合には、直近1年間の売上高が最も多いものをお選びください。

- |              |             |           |
|--------------|-------------|-----------|
| 1. 建設業       | 2. 製造業      | 3. 運輸業    |
| 4. 卸・小売業     | 5. サービス業    | 6. 飲食・宿泊業 |
| 7. 金融・保険業    | 8. 不動産業     | 9. 医療・福祉  |
| 10. 教育・学習支援業 | 11. その他 ( ) |           |

問2 貴事業所の従業員数(令和3年11月1日現在)についてお答えください。(○は1つ)

- |            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 1. 20人以下   | 2. 21~30人 | 3. 31~50人 |
| 4. 51~100人 | 5. 101人以上 |           |

問3 2年前と比較して、直近の売上高に変化はありますか。(○は1つ)

- |            |            |              |
|------------|------------|--------------|
| 1. 大幅に増加した | 2. やや増加した  | 3. ほとんど変わらない |
| 4. やや減少した  | 5. 大幅に減少した | 6. わからない     |

問4 従業員に占める女性の割合についてお答えください。(○は1つ)

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 20%未満    | 2. 20~40%未満 | 3. 40~60%未満 |
| 4. 60~80%未満 | 5. 80%以上    |             |

問5 従業員に占める正規雇用者の割合についてお答えください。(○はそれぞれ1つ)

(1) 男性

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 10%未満    | 2. 10~30%未満 | 3. 30~50%未満 |
| 4. 50~70%未満 | 5. 70~80%未満 | 6. 80%以上    |

(2) 女性

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 10%未満    | 2. 10~30%未満 | 3. 30~50%未満 |
| 4. 50~70%未満 | 5. 70~80%未満 | 6. 80%以上    |

## 2 女性活躍推進への取組について

問6 女性従業員の起用・配属について、どのように実施されていますか。(○は1つ)

1. 男女の区別なく幅広く起用している
2. 女性は、補助的な業務にのみ配属している
3. 女性は、特定の職種や専門分野でのみ起用している
4. その他 ( )

問7 貴事業所では、女性の活躍推進のために、次のような取組を行っていますか。  
(○はいくつでも)

1. 性別にかかわらず評価できるよう、人事考課基準を明確に定めている
2. 性別にかかわらず、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる
3. 人材育成や資格取得のための研修などを、性別に関係なく行っている
4. 仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている
5. 女性の意見や要望を聞く場を設けている
6. 女性の意欲や就業意識を高めるための研修などを行っている
7. 女性の少ない職場の環境を整備して、女性を配置できるようにしている
8. 男性管理職に対して、女性が活躍することの重要性について啓発を行っている
9. その他 ( )
10. 特に取り組んでいることはない

問8 貴事業所では、女性の活躍推進にあたって課題がありますか。

※女性従業員がいない事業所の場合は、女性従業員を雇用する際に障壁となっている課題をお選びください。(○はいくつでも)

1. 女性の勤続年数が平均的に短い
2. 育児、介護、家事等、家庭の事情を考慮する必要がある
3. 男性と女性では職業意識に差がある
4. 顧客や取引先を含め、社会一般に職業人としての女性への信頼度が低い傾向にある
5. 中間管理職の男性や同僚の男性の意識、理解が不十分である
6. 時間外労働、深夜労働をさせにくい
7. 女性のための職業環境の整備にコストがかかる
8. 重量物の取扱いや危険有害業務について、法制上の制約がある
9. 女性の活躍を推進する方法がわからない
10. その他 ( )
11. 特に課題はない

### 3 女性の管理職登用について

問9 貴事業所の管理職（係長相当職で部下を1人以上持つ方や課長相当職以上の方）に占める女性の割合についてお答えください。（○は1つ）

- |               |             |            |
|---------------|-------------|------------|
| 1. 女性の管理職はいない | 2. 1～5%未満   | 3. 5～10%未満 |
| 4. 10～20%未満   | 5. 20～30%未満 |            |
| 6. 30～50%未満   | 7. 50%以上    |            |

【問9-1は問9で「1」～「5」までを選択した方にうかがいます。】

問9-1 女性管理職が少ない・または全くいないのは、どのような理由からだと思いますか。（○はいくつでも）

- |  |
|--|
| 1. 必要な経験・判断力を有する女性がいらないから                      |
| 2. 女性自身が管理職になることを希望しないから                       |
| 3. 将来管理職につく可能性のある女性はあるが、役職につくための在籍年数を満たしていないから |
| 4. 勤続年数が短く、管理職になる前に退職してしまうから                   |
| 5. 男性従業員が女性管理職を希望しないから                         |
| 6. 顧客が女性管理職を良く思わないから                           |
| 7. 女性従業員が少ない、またはいないから                          |
| 8. その他（ )                                      |

### 4 仕事と育児・介護の両立支援について

問10 育児休業制度が就業規則や労働協約等で規定されていますか。（○は1つ）

- |   |
|---|
| 1. 育児・介護休業法で定める範囲※で規定されている<br>※満1歳まで。特別の事情があれば2歳まで。 |
| 2. 育児・介護休業法で定める範囲を超えて規定されている<br>(具体的内容 )            |
| 3. 規定されていない   |

問11 令和2年1月1日～12月31日の間に出産または配偶者が出産した従業員の人数をご記入ください。（該当がない場合は「0」）

出産した女性従業員	人	配偶者が出産した 男性従業員	人
-----------	---	-------------------	---

問12 そのうち、育児休業を取得した従業員的人数をご記入ください。

出産した女性従業員	人	配偶者が出産した 男性従業員	人
-----------	---	-------------------	---

問 13 育児休業中の従業員の業務について、どのように対応していますか。(〇はいくつでも)

1. 他部署からの人員補充
2. パート・アルバイト等の採用
3. 派遣社員・契約社員の活用
4. 正規雇用の従業員の採用
5. 同一職場内で業務分担
6. 業務量の削減・業務の効率化
7. 業務の外注・請負の利用
8. その他 ( )

問 14 男性従業員の育児休業の取得を進めていく上での課題はありますか。(〇は3つまで)

1. 代替要員の確保など人員の不足
2. 制度の整備がされていない
3. 男性従業員に育児休業取得の意識がない
4. 社内にロールモデルがない
5. 育児休業を取得しづらい雰囲気がある
6. 管理職の理解や意識がない
7. 所得減や昇進への影響の懸念
8. 制度等の周知・啓発
9. その他 ( )
10. 特に課題はない

問 15 貴事業所の正規雇用の女性従業員の就労傾向について、最も近いものをお選びください。  
(〇は1つ)

1. 結婚・出産を経ても、働き続けることが一般的になっている
2. 出産・子育てを機に退職する傾向にある
3. 結婚を機に退職する傾向にある
4. 女性従業員が少ない(いない)ためわからない

問 16 介護休業制度が就業規則や労働協約等で規定されていますか。(〇は1つ)

1. 育児・介護休業法で定める範囲※で規定されている  
※対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割で取得可能。
2. 育児・介護休業法で定める範囲を超えて規定されている  
(具体的内容 )
3. 規定されていない

問 17 令和2年1月1日～12月31日の間に、介護を理由とした離職者はいましたか。(〇は1つ)

1. いる
2. いない
3. わからない

【問 17-1 は問 17 で「1. いる」を選択した方にうかがいます。】

問 17-1 介護離職者の男女比について、割合はどちらが多いですか。(○は1つ)

1. 男性の方が多い	2. 女性の方が多い
3. 同じくらい	4. わからない

問 18 貴事業所では、従業員の介護休業・休暇の利用や介護を理由とする離職は今後どうなっていくと思いますか。(○は1つ)

1. 増えると思う	2. 変わらないと思う
3. 減ると思う	4. わからない

問 19 貴事業所では、仕事と介護の両立支援に向けて、次のような取組を行っていますか。(○はいくつでも)

1. 介護休業・休暇利用を就業規則等で明文化している
2. 在宅勤務制度やテレワークなど柔軟な働き方を導入している
3. 従業員の介護に関する実態把握を行っている
4. 介護に関する悩みなどを相談できる体制づくりを行っている
5. 介護休業や介護休暇について周知、奨励している
6. その他 ( )
7. 特に取り組んでいることはない

問 20 育児・介護中の従業員に対する配慮について、制度があるものについて、育児・介護それぞれについてお答えください。(育児・介護それぞれあてはまるものすべてに○)

	育児	介護
① 短時間勤務制度	1	1
② フレックスタイム制	2	2
③ 始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ	3	3
④ 所定外労働の免除	4	4
⑤ 育児・介護休業中の従業員への経済的支援 (費用補助や給付金への上乗せ支給等)	5	5
⑥ 育児・介護休業からの復帰に向けた情報提供	6	6
⑦ 家族の看護休暇制度	7	7
⑧ 退職した従業員の再雇用制度	8	8
⑨ 配偶者出産休暇制度	9	

## 5 テレワークについて

問 21 貴事業所では、テレワーク（インターネット等の情報通信を利用し、在宅等で仕事を行う勤務形態）を導入していますか。（○は1つ）

※週数回等の随時テレワークも含まれます。

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| 1. すでに導入している     | 2. 今後、導入予定である |
| 3. 導入を検討中（検討を予定） | 4. 導入の予定はない   |

【問 21-1 は問 21 で「1. すでに導入している」を選択した方にうかがいます。】

問 21-1 テレワークは、新型コロナウイルス感染症の流行以前より導入・実施していましたか。（○は1つ）

- |                                   |
|-----------------------------------|
| 1. 新型コロナウイルス感染症の流行以前より導入・実施していた   |
| 2. 新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけに初めて導入実施した |
| 3. その他（ )                         |

問 22 テレワークを導入・実施するにあたっての課題はありますか。（○は3つまで）

- |                    |
|--------------------|
| 1. 情報セキュリティ対策      |
| 2. 導入・運用コスト        |
| 3. テレワークできる仕事がない   |
| 4. 労働時間の管理が難しい     |
| 5. 進捗管理などの業務管理が難しい |
| 6. 人事評価が難しい        |
| 7. その他（ )          |
| 8. 特に課題はない         |

## 6 職場における各種ハラスメントの防止について

問 23 貴事業所では、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を防止するために、何か取り組んでいることはありますか。（○はいくつでも）

- |                                    |
|------------------------------------|
| 1. 各種ハラスメント防止についての研修・講習等を実施している    |
| 2. 社内報やパンフレットの配布により啓発・周知を行っている     |
| 3. 社長をはじめ企業のトップによるメッセージを発信している     |
| 4. 就業規則等で各種ハラスメント防止についての方針を明確にしている |
| 5. 実態把握のための調査をしている                 |
| 6. 相談窓口を設置している                     |
| 7. その他（ )                          |
| 8. 特に何もしていない                       |

## 7 LGBTQ（性的少数者）等への対応について

問 24 貴事業所では、LGBTQ※など性的少数者の方への取組をしていますか。（○は1つ）

1. すでに取り組を実施、推進している
2. 取組を開始する予定、または取組を検討中である
3. 取組はしておらず、する予定もない
4. LGBTQについてわからない

※LGBTQ…Lesbian（女性同性愛者）、Gay（男性同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（体の性と心の性が一致しない人）、Questioning（性自認を定められないまたは決めない者）それぞれの頭文字からとったセクシャルマイノリティ（性的少数者）の総称のこと。

【問 24-1 は問 24 で「1. すでに取り組を実施、推進している」を選択した方にうかがいます。】

問 24-1 LGBTQ等の従業員に対して、どのような対応をしていますか。（○はいくつでも）

1. 福利厚生制度の同性パートナーへの適用
2. 自分の認識する性別に基づく通称の使用を認めている
3. 採用活動におけるLGBTQへの配慮
4. トイレや更衣室へなど職場環境への配慮
5. LGBTQについて社内規定に明記（性的指向・性自認に関する差別・ハラスメントの禁止等）
6. その他（ ）

## 8 男女共同参画に関する市の施策・制度について

問 25 北本市では、市民・団体・企業と協働して男女共同参画を推進するための「男女きらきら北本いっしょにプログラム(男女共同参画推進者登録制度)」を設けています。この制度について知っていましたか。（○は1つ）

1. 制度に登録している
2. 登録はしていないが、制度の内容を知っている
3. 聞いたことはあるが、制度の内容は知らなかった
4. 制度の名前も内容も知らなかった

制度に関する詳細はQRコード  
(市HP)からご覧いただけます。



問 26 今後、事業所における男女共同参画を推進する上で、市・行政にどのような取組を期待しますか。（○はいくつでも）

1. 社会の変化や法律・制度改正に関する情報提供
2. 市内企業における取組事例やロールモデルに関する情報提供
3. 男女共同参画や女性活躍推進に関する企業向けの相談体制の充実
4. 取組を推進する企業への表彰制度
5. 取組を推進する企業への入札参加資格審査等における加点評価
6. 他の事業所との情報交換の場や機会の提供
7. 保育施設・保育サービスの充実
8. 高齢者や障がい者、看護が必要な人のための施設・介護サービスの充実
9. その他（ ）
10. 特に期待する取組はない

お忙しいところご協力頂き誠にありがとうございました。





**北本市男女共同参画に関する意識・実態調査  
報告書**

北本市総務部 人権推進課  
〒364-8633 埼玉県北本市本町 1-111  
電話 (048) 591-1111 〈代表〉